

「SNSでPRすれば商品が実質無料」の勧誘に注意！

SNSの投稿で商品やサービスをPRすれば、後からキャッシュバックを受けられることができ、実質無料でそれらを利用できると勧誘して契約させる手口が増えています。契約後、「商品をPRしたのにキャッシュバックが支払われない。」「費用はかからないと聞いていたのに後から商品代金を請求された」というトラブルが発生しています。



自分の画像投稿 SNS に A 社から「モバイル Wi-Fi を PR してくれる人を探している。」と連絡があった。A 社と契約してモバイル Wi-Fi とタブレットを購入し、SNS でそれらを PR すれば、それらの月額利用料がキャッシュバックされるとのことだった。

契約後、SNS で PR したが、キャッシュバックは受けられず、月額利用料が引き落とされ続けている。電話で問い合わせたが具体的な回答はない。

※「PR すれば料金の負担はないと聞いていたのに、商品が届かないまま、購入代金を請求された。」「PR すれば無料のオンライン講義で、別途、商品の購入が受講条件となっていた。」といった相談も多く寄せられています。

～アドバイス～

☆キャッシュバックや実質無料を謳い、商品やサービスの購入を勧められることが増えています。負担はないと言われても後から請求されたり、別商品の購入を求められたりすることもあります。SNS 等で勧誘されても、安易に契約せず、慎重に判断してください。

☆キャッシュバックがなく、月額利用料の支払いのみが残ったり、解約の際に、違約金や残債を一括で請求されたりすることがあります。請求金額を支払わないでいると、信用機関に事故情報として登録されてしまう恐れがあり、登録されてしまうと、クレジットカードの申し込みやローンの審査が通らなくなるなどの影響があります。

☆不安に思った際は消費者ホットライン（☎188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時